

私的録音補償金管理手数料規程

	1995年3月22日	制	定
	1998年6月3日	変	更
	2001年10月2日	届	出
一部変更	2005年2月25日	届	出

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

私的録音補償金管理手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法(以下「法」という。)第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち、社団法人私的録音補償金管理協会から分配を受けた私的録音補償金(以下「補償金」という。)に関し、法第21条に定める権利を有する者のうち音楽の著作物に係る著作権者に対する分配に際して控除する管理手数料の算出方法を定めることを目的とする。

(管理手数料の額)

第2条 委託者等(私的録音補償金分配規程第6条第1号乃至第3号の著作権者)に対する補償金の分配に係る管理手数料は、20%の範囲内において、理事会の承認を得て、理事長が定める料率を各著作権者ごとに集計した分配額に乗じて得た額とする。

2 非委託者(私的録音補償金分配規程第6条第4号の著作権者)に対する補償金の分配に係る管理手数料は、前項で定めた料率を1請求ごとに集計した分配額に乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成7年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。